

令和3年町議会11月臨時会議提出予定議案

- 第70号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第71号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第72号議案 令和3年度島本町一般会計補正予算（第7号）

## 第70号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

## 1 提案理由

令和3年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

## 2 議案の概要

## 【第1条改正内容】

令和3年度 期末手当及び勤勉手当

## ア 一般職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	1.275月	0.950月	2.225月	1.125月	0.950月	2.075月	2.400月	1.900月	4.300月
改正前 (現行)	1.275月	0.950月	2.225月	1.275月	0.950月	2.225月	2.550月	1.900月	4.450月
増減	—	—	—	▲0.150月	—	▲0.150月	▲0.150月	—	▲0.150月

## イ 再任用職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	0.725月	0.450月	1.175月	0.625月	0.450月	1.075月	1.350月	0.900月	2.250月
改正前 (現行)	0.725月	0.450月	1.175月	0.725月	0.450月	1.175月	1.450月	0.900月	2.350月
増減	—	—	—	▲0.100月	—	▲0.100月	▲0.100月	—	▲0.100月

ウ 特定任期付職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	2.175月	—	2.175月	2.025月	—	2.025月	4.200月	—	4.200月
改正前 (現行)	2.175月	—	2.175月	2.175月	—	2.175月	4.350月	—	4.350月
増減	—	—	—	▲0.150月	—	▲0.150月	▲0.150月	—	▲0.150月

【第2条改正内容】

令和4年度以降 期末手当及び勤勉手当

ア 一般職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	1.200月	0.950月	2.150月	1.200月	0.950月	2.150月	2.400月	1.900月	4.300月
改正前 (現行)	1.275月	0.950月	2.225月	1.275月	0.950月	2.225月	2.550月	1.900月	4.450月
増減	▲0.075月	—	▲0.075月	▲0.075月	—	▲0.075月	▲0.150月	—	▲0.150月

イ 再任用職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	0.675月	0.450月	1.125月	0.675月	0.450月	1.125月	1.350月	0.900月	2.250月
改正前 (現行)	0.725月	0.450月	1.175月	0.725月	0.450月	1.175月	1.450月	0.900月	2.350月
増減	▲0.050月	—	▲0.050月	▲0.050月	—	▲0.050月	▲0.100月	—	▲0.100月

ウ 特定任期付職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	2.100月	—	2.100月	2.100月	—	2.100月	4.200月	—	4.200月
改正前 (現行)	2.175月	—	2.175月	2.175月	—	2.175月	4.350月	—	4.350月
増減	▲0.075月	—	▲0.075月	▲0.075月	—	▲0.075月	▲0.150月	—	▲0.150月

3 施行期日

(1) 第1条関係

公布の日

(2) 第2条関係

令和4年4月1日

## 第71号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

## 1 提案理由

一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し改正するもの。

## 2 議案の概要

## 【第1条改正内容】

令和3年度 期末手当支給月数

区分	6月期末手当	12月期末手当	計
改正後	2.075月	1.925月	4.000月
改正前(現行)	2.075月	2.075月	4.150月
増減	—	▲0.150月	▲0.150月

## 【第2条改正内容】

令和4年度以降 期末手当支給月数

区分	6月期末手当	12月期末手当	計
改正後	2.000月	2.000月	4.000月
改正前(現行)	2.075月	2.075月	4.150月
増減	▲0.075月	▲0.075月	▲0.150月

## 3 施行期日

## (1) 第1条関係

公布の日

## (2) 第2条関係

令和4年4月1日

## 第72号議案 令和3年度島本町一般会計補正予算（第7号）

議案提出課 総務部 財政課

## 議案の概要

歳入歳出総額	補正前	13,069,471 千円
	補正後	13,155,373 千円
歳入歳出予算	補正額	85,902 千円

## 〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国庫支出金	衛生費国庫負担金	147,948	25,926	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
	衛生費国庫補助金	33,412	59,510	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
繰入金	財政調整基金繰入金	272,369	466	財政調整基金繰入金
歳入合計		13,069,471	85,902	

## 〔歳出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明	
衛生費	保健衛生総務費	158,359	466	自宅療養支援セット宅配業務	
	予防費	284,897	85,436	人件費	1,999
				旅費	7
				事業用消耗品	948
				福祉ふれあいバス燃料	50
				郵便料	2,486
				電話使用料	114
				新型コロナウイルスワクチン接種事務手数料	896
				事業保険	155
				予防接種システム改修業務	1,100
新型コロナウイルスワクチン接種業務	29,006				

				コールセンター業務	21,838
				福祉ふれあいバス運行 業務	583
				新型コロナウイルスワ クチン集団接種会場運 営業務	25,410
				タクシー借上	844
歳出合計		13,069,471	85,902		

【人件費の補正】

1,999千円（報酬 1,711千円、職員手当等 288千円）

【繰越明許費の設定】

○新型コロナウイルスワクチン接種事業  
188,752 千円